

令和3年度地域交通グリーン化事業検討会実施要領

1. 主旨

本要領は、自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針（令和3年3月31日国自技環第206号、国自旅第498号、国自貨第131号、以下「運用方針」という。）「3. 補助金交付に必要な手続き等（1）事業I関係 i. 事業計画の提出（交付要綱第4条関係）」において定める、他の地域や事業者による電気自動車バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー等の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事業（以下「地域交通グリーン化事業」という。）の事業計画書の審査、事業の実施結果の評価、次世代自動車の普及について必要な助言に係る事務、同検討会の体制、審査基準の内容等必要な事項を定めるものである。

2. 検討会の体制

○委員

検討会は、以下の委員で構成され、過半数の出席をもって成立する。

出席委員の中で互選により座長を定める。

座長は議事の進行を司るほか、事業計画審査、事業実施結果評価の最終判断を行う。

委員 中村 文彦 横浜国立大学理事・副学長

委員 紙屋 雄史 早稲田大学理工学術院教授

委員 坂本 一朗 独立行政法人自動車技術総合機構
交通安全環境研究所環境研究部長

○オブザーバー

検討会は、開催時審査の参考とするため、自動車の性能ほか必要な質疑を行うため、以下の者をオブザーバーとして招聘することができる。

自動車製造事業者

自動車改造事業者

その他検討会が必要と認める者

3. 検討会の開催予定

検討会は、以下のほか、必要により適宜開催するものとする。

令和3年5月

4. 検討会の事務

検討会は、地域交通グリーン化事業の補助対象案件を認定するため、以下の事務を行うほか、国土交通省自動車局長に対し、次世代自動車の普及について必要な助言を行うこととする。

- ① 申請された事業計画の認定に必要な審査を行うこと。
- ② 認定された事業の変更に係る審査を行うこと。
- ③ 事業の実施結果について報告に基づき評価を行うこと。
- ④ その他次世代自動車の普及について必要な助言を行うこと。

5. 会議の運営について

検討会は原則会議形式にて行うものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により感染拡大防止のため会議形式が行えない場合、または検討会委員の過半数の出席が不可能な場合、加えて、事業計画変更のうち、導入車両の増車、事業期間の延長を行う事案については、持ち回り、メール等の手段により会議の開催に代えることができる。

また、以下の事務について運営の詳細を定める。

① 事業計画の認定に必要な審査

原則として、毎回公募に対し申請された事業計画を、別紙審査基準に基づき各基準毎に3段階で審査し、2以上の基準で出席委員の過半数が最低と審査したものについてはグリーン化事業として認定しないこととする。

検討会委員の過半数の出席が不可能な場合において持ち回り、メール等の手段により会議の開催に代えることが出来る場合も同様とする。

なお、導入車両の増車、事業期間の延長を行う事案は、上記審査方式によらず、事務局提案の内容に全委員の過半数以上の賛同が得られた場合に、補助事業に認定が行われたものとする。

② 認定された事業の変更に係る審査

事業内容の大勢に変更が生じる変更の場合は、事業計画書を再提出させ、上記①と同様の審査を行う。導入車両の増車、事業期間の延長を行う事案について持ち回り、メール等の手段により会議の開催に代えることが出来る場合は、上記審査方式によらず、事務局提案の内容に全委員の過半数以上の賛同が得られた場合に、変更を承認されたものとする。

③ 事業実施結果の評価

原則として、各年度の初回の検討会において、昨年度実施した事業の実施状況を事務局でとりまとめ報告を行い、各委員に所感をいただき、とりまとめる。

6. 検討会の議事の公開について

検討会の審査により認定された事業計画について、申請者、事業実施者、地域などの情報を国土交通省ホームページで公開する。

また事業実施結果の評価についても、事業概要、実施状況概要について国土交通省ホームページにて公開することがある。

なお、検討会において取り扱う情報のうち、公にすることにより、当該企業等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損う恐れがあるもの及び議事内容については非公開とする。

地域交通グリーン化事業審査基準

自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針（令和3年3月31日国自技環第206号、国自旅第498号、国自貨第131号、以下「運用方針」という。）「4. 補助金交付に必要な手続き等（1）事業I関係 i. 事業計画の提出（交付要綱第4条関係）③」に規定する審査基準を以下に定める。

<環境負荷低減効果>

1. 当該事業が、低炭素化や環境保全の取組みに繋がるものであるか。

<事業及び地域・事業者間による連携の実現可能性>

2. 事業計画が、観光振興、地域住民の生活及び移動の質の向上に寄与する等地域振興に資するものであるか。
3. 事業計画が、計画に基づき確実に実施できるものか。提出者及び事業計画に記載された関係者（観光関係者や地方自治体等地域関係者、その他事業者）が事業計画実施に必要な環境を整えられるか。実際に事業を運用する者が、運用時において有効な必要な資格を備え、運用に必要な調整を行えるか。
4. 事業計画に記載された関係者は、意欲的に事業を実施し、地域住民等の理解醸成等を意欲的に図る等、電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー等の普及を図ろうとしているものであるか。また、電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー等の導入後も、引き続き事業計画に基づく事業を実施していくものであるか。
5. 事業計画に記載された関係者間の協力関係が構築されているか。

<先駆性>

6. 事業計画に記載された内容は、関係者の創意工夫がなされた先駆的な事業であるか。

<波及性>

7. 事業計画に記載された内容は、ベストプラクティス事例として、他の地域や事業者への電気バス、プラグインハイブリッドバス等の誘発や促進に繋がるような事業であるか。

<その他>

8. 当該事業が、一般国民に対して理解しやすく説得力のある事業であるか。

なお、上記基準により審査した結果、複数の事業計画のうちから補助対象事業を選択する必要が生じた場合は、低炭素まちづくり計画、地域公共交通計画、地域防災計画、離島振興計画等地域の計画に位置付けられている事業計画を優先的に採択する。